

建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準

昭和六十二年十一月十日
建設省告示第千八百九十八号
改正

平成八年七月二九日建設省告示第一六一二号
平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号
平成一四年五月二四日国土交通省告示第四五八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。

- 一 構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百十一号)第三条に規定する集成材の規格
- 二 集成材の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第六百一号)第五条に規定する化粧ばり構造用集成材の規格
- 三 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)第三条に規定する構造用単板積層材の規格
- 四 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した集成材
- 五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則

(平成八年七月二九日建設省告示第一六一二号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年農林水産省告示第二千五十四号に規定する構造用大断面集成材の特級、一級若しくは二級又は平成八年農林水産省告示第百十二号による改正前の昭和四十九年農林省告示第六百一号に規定する構造用集成材の一級若しくは二級若しくは化粧ばり構造用集成材の一等若しくは二等に適合する集成材その他の木材については、なお従前の例による。

附 則

(平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

All Rights Reserved, Copyright (C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism